

催物（イベント等）の開催について（一部改定）

○催物（イベント等）の開催制限については、以下のとおり段階的に緩和することとする。

緩和の時期 （目安）	イベントごとの参加人数の上限等の目安				
	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 （全国的移動を伴うもの）	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的 （参加者の把握が困難なもの）	地域の行事 （参加者の把握が可能なもの）
①5月29日～	（屋内）100人又は 収容定員の50%の いずれか小さい方 （屋外）200人	100人又は収容定 員の50%のいず れか小さい方	開催を自粛いた だきたい	開催を自粛いた だきたい	（屋内）100人又は 収容定員の50%の いずれか小さい方 （屋外）200人
②6月19日～ （①から約3週間後）	1,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	1,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	無観客で開催可 能	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止対策 を講じた上で開催可 能
③7月10日～ （②から約3週間後）	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止対策 を講じた上で開催可 能
④8月1日～	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止対策 を講じた上で開催可 能
⑤9月19日～ 業種別ガイドライン 等に基づき必要な感 染防止策が担保され る場合	(1) <u>大声での歓声・声援等がないもの</u> …収容定員に応じて、収容定員の50%～100%以内 (2) <u>大声での歓声・声援等がある</u> …原則として、収容定員の50%以内 ※実際の判断の際には、「イベント参加人数の判断フロー」を参照			開催を自粛いた だきたい ※開催する場合は、十 分な人と人との間隔 （1m）を確保	適切な感染防止対策 を講じた上で開催可 能

イベント参加人数の判断フロー（9月19日～）

